

岩手県告示第232号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸大船渡海岸跡浜地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也